

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年4月30日
【会社名】	新都ホールディングス株式会社
【英訳名】	SHINTO Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鄧 明輝
【本店の所在の場所】	東京都豊島区北大塚三丁目34番1号 D.Tビル2階
【電話番号】	03-5980-7002
【事務連絡者氏名】	取締役 半田 紗弥
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区北大塚三丁目34番1号 D.Tビル2階
【電話番号】	03-5980-7002
【事務連絡者氏名】	取締役 半田 紗弥
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	434,000,000円 (注) 募集金額は、株式会社新都ホールディングス(以下「当社」といいます。)を株式交付親会社、株式会社北山商事を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」といいます。)に関して、本株式交付の対価として取得する株式会社北山商事の株式数及び本株式交付の株式交付比率を勘案した当社普通株式の交付数に2024年4月18日開催の取締役会の決議の前日2024年4月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を乗じて算出した金額です。
【安定操作に関する事項】	該当ありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年4月18日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、2024年4月26日に有価証券報告書〔第40期（自 2023年2月1日 至 2024年1月31日）〕を提出したこと、並びに2024年4月26日に臨時報告書を提出したことに伴い、当該有価証券報告書を組込情報とし、併せてこれらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第二部 公開買付け又は株式交付に関する情報

第2 統合財務情報

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスクについて
- 2．臨時報告書の提出
- 3．最近の業績の概要について

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第2 【統合財務情報】

当社の主要な経営指標等、北山商事の主要な経営指標等はそれぞれ以下のとおりであります。

(訂正前)

1. 当社の連結経営指標

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	<u>1,575,252</u>	885,693	711,682	4,769,500	4,019,669
経常利益又は経常損失 (千円)	<u>367,612</u>	321,646	163,366	15,441	198,114
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	<u>385,272</u>	327,599	164,319	64,312	212,477
包括利益 (千円)	<u>385,239</u>	327,169	162,395	65,101	209,626
純資産額 (千円)	<u>218,564</u>	333,484	610,006	909,700	1,254,592
総資産額 (千円)	<u>935,048</u>	949,323	1,387,188	1,425,705	1,995,509
1株当たり純資産額 (円)	<u>15.13</u>	18.97	25.98	34.42	38.12
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	<u>30.27</u>	22.28	9.20	2.53	7.57
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—				
自己資本比率 (%)	<u>22.30</u>	34.75	42.72	62.58	60.96
自己資本利益率 (%)	<u>236.89</u>	99.29	27.72	7.21	20.15
株価収益率 (倍)	—			22.53	
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	<u>944,288</u>	227,056	342,730	136,064	383,050
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	<u>5,882</u>	5,994	147	15,882	69,074
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	<u>687,600</u>	372,076	164,011	24,486	569,488
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	<u>168,602</u>	307,231	126,587	282,094	425,291
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	<u>23</u> [14]	22 [1]	29 [7]	38 [3]	43 [3]

(後略)

2. 当社の経営指標

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月
売上高 (千円)	864,302	795,158	693,638	2,716,992	3,395,291
経常利益又は経常損失 (千円)	360,513	325,026	158,782	26,599	150,838
当期純利益又は当期純損失 (千円)	378,173	353,616	159,736	78,454	148,587
資本金 (千円)	1,787,432	2,011,704	2,087,939	2,205,930	2,473,989
発行済株式総数 (株)	13,837,000	17,447,000	22,869,900	25,978,100	31,966,100
純資産額 (千円)	245,825	334,296	613,477	916,725	1,298,156
総資産額 (千円)	932,232	930,468	1,080,097	1,091,494	1,926,775
1株当たり純資産額 (円)	17.11	20.49	26.13	35.13	40.68
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (円)	29.71	24.05	8.95	3.08	5.29
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—				
自己資本比率 (%)	25.29	35.54	55.19	83.43	67.37
自己資本利益率 (%)	202.92	92.02	26.79	8.62	13.45
株価収益率 (倍)	—			18.50	
配当性向 (%)	—				
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者 数] (名)	19 [14]	15 [1]	12 []	14 []	8 []
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	72.6 (87)	76.2 (96)	42.7 (105)	29.3 (113)	44.3 (121)
最高株価 (円)	290	238	150	117	194
最低株価 (円)	109	107	61	54	58

(後略)

(訂正後)

1. 当社の連結経営指標

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2020年 1 月	2021年 1 月	2022年 1 月	2023年 1 月	2024年 1 月
売上高 (千円)	885,693	711,682	4,769,500	4,019,669	6,293,269
経常利益又は経常損失 () (千円)	321,646	163,366	15,441	198,114	271,250
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	327,599	164,319	64,312	212,477	394,067
包括利益 (千円)	327,169	162,395	65,101	209,626	397,005
純資産額 (千円)	333,484	610,006	909,700	1,254,592	845,893
総資産額 (千円)	949,323	1,387,188	1,425,705	1,995,509	1,412,795
1株当たり純資産額 (円)	18.97	25.98	34.42	38.12	25.75
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	22.28	9.20	2.53	7.57	12.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					—
自己資本比率 (%)	34.75	42.72	62.58	60.96	58.15
自己資本利益率 (%)	99.29	27.72	7.21	20.15	38.67
株価収益率 (倍)			22.53		—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	227,056	342,730	136,064	383,050	206,746
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,994	147	15,882	69,074	6,354
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	372,076	164,011	24,486	569,488	44,604
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	307,231	126,587	282,094	425,291	180,726
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	22 [1]	29 [7]	38 [3]	43 [3]	45 []

(後略)

2. 当社の経営指標

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2020年 1月	2021年 1月	2022年 1月	2023年 1月	2024年 1月
売上高 (千円)	795,158	693,638	2,716,992	3,395,291	5,556,632
経常利益又は経常損失 (千円)	325,026	158,782	26,599	150,838	180,944
当期純利益又は当期純損失 (千円)	353,616	159,736	78,454	148,587	472,551
資本金 (千円)	2,011,704	2,087,939	2,205,930	2,473,989	2,473,989
発行済株式総数 (株)	17,447,000	22,869,900	25,978,100	31,966,100	31,966,100
純資産額 (千円)	334,296	613,477	916,725	1,298,156	825,605
総資産額 (千円)	930,468	1,080,097	1,091,494	1,926,775	1,299,748
1株当たり純資産額 (円)	20.49	26.13	35.13	40.68	25.87
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (円)	24.05	8.95	3.08	5.29	14.80
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)					—
自己資本比率 (%)	35.54	55.19	83.43	67.37	63.52
自己資本利益率 (%)	92.02	26.79	8.62	13.45	44.50
株価収益率 (倍)			18.50		—
配当性向 (%)					—
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者 数] (名)	15 [1]	12 []	14 []	8 []	13 []
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	104.9 (110.1)	58.8 (121.1)	40.4 (129.7)	60.9 (138.8)	50.3 (183.8)
最高株価 (円)	238	150	117	194	108
最低株価 (円)	107	61	54	58	58

(後略)

第三部 【追完情報】

(訂正前)

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第39期)(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年4月18日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、本有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年4月18日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

(後略)

2. 臨時報告書の提出について

本有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年4月18日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

(2023年4月28日提出の臨時報告書)

(省略)

(2023年8月8日提出の臨時報告書)

(省略)

(2024年3月28日提出の臨時報告書)

(省略)

3. 最近の業績の概要について

(省略)

(訂正後)

1. 事業等のリスクについての全文削除

1. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書の提出日(2024年4月26日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年4月26日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2024年4月26日提出臨時報告書)

1 [提出理由]

2024年4月26日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年4月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、鄧 明輝、塚本 雄三、半田 紗弥、下村 昇治の4名を選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、根本佳明、呂娟、中村卓哉の3名を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役として、石田華子を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

総議決権の数(2024年1月31日現在) 319,060個

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成比率(%)	可否
第1号議案					
鄧 明輝	170,276	310	0	99.81%	可
塚本 雄三	170,251	335	0	99.80%	可
半田 紗弥	170,251	335	0	99.80%	可
下村 昇治	170,196	390	0	99.77%	可
第2号議案					
根本 佳明	170,200	386	0	99.77%	可
呂 娟	170,201	385	0	99.77%	可
中村 卓哉	170,204	382	0	99.77%	可
第3号議案					
石田 華子	170,025	561	0	99.67%	可

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案、第2号議案、および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権(事前行使分を含む)の過半数の賛成です。

(4) 賛成、反対及び棄権の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

議決権行使書及び電磁的方法による事前行使分並びに株主総会当日に出席した一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになっているため、株主総会当日に出席したその余の株主の賛成、反対、及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

以 上

(2023年4月28日提出の臨時報告書)の全文削除

(2023年8月8日提出の臨時報告書)の全文削除

(2024年3月28日提出の臨時報告書)の全文削除

3 最近の業績の概要について」の全文を削除

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第39期)	自 2022年2月1日 至 2023年1月31日	2023年4月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第40期第3四半期)	自 2023年8月1日 至 2023年10月31日	2023年12月13日 関東財務局長に提出

(後略)

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 2023年2月1日 至 2024年1月31日	2024年4月26日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

(後略)

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年4月26日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貿易事業売上の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>セグメント情報に記載されているとおり、貿易売上は6,271,284千円と連結財務諸表の売上高全体の99.6%を占め金額的重要性が高い。</p> <p>また、貿易取引は、取引一件当たりの取引金額が多額であることが多く、当該売上から虚偽表示が生じた場合は、経営成績等に重大な影響を与える可能性がある。</p> <p>これらの理由により、当監査法人は貿易事業売上の実在性を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、貿易事業売上の実在性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者が構築した貿易売上に関連する内部統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性を評価した。 ・貿易事業売上に対する手続の実施範囲を拡大して手続を実施するとともに、船積書類、通関書類、物品移動に関する証憑、入金証憑等と会計帳簿と突合し、当該売上が実在していることを確認した。 ・期末時点で入金未了の貿易事業売上に関しては、広範に残高確認を実施するとともに、期末日後の入金状況を確認した。 ・新規の取引先に関しては、取引先との取引条件や関連当事者への該当有無を含む関係性を検討し、取引先との取引の合理性を検討した。

株式会社大都商会の固定資産の減損の認識の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（連結損益計算書関係）に記載されている通り、固定資産の減損損失は124,775千円となり、金額的に重要性が高い。</p> <p>株式会社大都商会は営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていることから、固定資産の減損の兆候があるものと判断し、減損損失の認識の判定を行っている。減損損失の認識の判定は、取締役会で決議された翌事業年度の予算及び中期経営計画に基づき策定された割引前将来キャッシュ・フローの総額と、関連する固定資産の帳簿価額を比較することで行っている。</p> <p>翌年度の事業計画には、今後の売上高の成長率や市場環境の変化等の重要な仮定が含まれている。これらの重要な仮定は将来の経済条件の変動等により影響を受ける可能性がある。</p> <p>以上より、固定資産の減損損失の認識の判定には、経営者による主観的な判断が介在するとともに、将来の不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の妥当性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者が構築した固定資産の減損に関連する内部統制を検討した。 ・経営者の事業計画に関する重要な仮定、使用した情報、計算方法に関する経営者へのヒアリングを実施した。 ・経営者が採用した重要な仮定に関して、過年度の事業計画と実績値との乖離原因の分析等を踏まえ合理性を検証した。 ・経営者が使用した情報に関して、監査済み会計数値との照合等により正確性を検証した。 ・経営者の計算方法、計算結果につき、監査人が再計算を行いその正確性を検証した。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月18日開催の取締役会において、2024年4月18日付で作成した株式交付計画書に基づき、2024年5月15日を効力発生日として、会社を株式交付親会社、株式会社北山商事を株式交付子会社とする株式交付を行うことを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガー

ドを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、新都ホールディングス株式会社の2024年1月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、新都ホールディングス株式会社が2024年1月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でない并表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、会社の決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備が存在しているが、会社は必要な修正は全て財務諸表及び連結財務諸表に反映している。

これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
- 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年4月26日

新都ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 康 之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている新都ホールディングス株式会社の2023年2月1日から2024年1月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社の2024年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貿易事業売上の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（貿易事業売上の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。

株式会社大都商会に関する関係会社株式の評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社が【注記事項】（重要な会計上の見積り）関係会社株式の評価に記載している通り、将来の不確実な経済状況の変動により、関係会社株式の実質価値を著しく低下させる事象が生じた場合、財政状況、経営成績に影響を及ぼす可能性があると考えられる。将来の経済状況には、今後の市場予測や事業計画等の重要な仮定を含み、これらには経営者の主観的判断が含まれ、不確実性が高い。</p> <p>以上より、当監査法人は株式会社大都商会に関する関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社大都商会に関する関係会社株式の評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が構築した関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性を評価した。 ・ 当該関係会社株式の取得原価と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下が生じたか否かについて、会社の判断の妥当性を評価した。 <p>当監査法人は、株式会社大都商会に関する関係会社株式の評価を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者が構築した関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性を評価した。 ・ 当該関係会社株式の取得原価と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下が生じたか否かについて、会社の判断の妥当性を評価した。 ・ 取得当初の事業計画等の達成状況を検討し、当該関係会社株式の実質価値に含まれる超過収益力の経営者評価の妥当性を検討した。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月18日開催の取締役会において、2024年4月18日付で作成した株式交付計画書に基づき、2024年5月15日を効力発生日として、新都ホールディングス株式会社を株式交付親会社、株式会社北山商事を株式交付子会社とする株式交付を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。